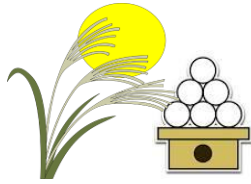


気づいて 学んで つなごう

消費者ネットワークわかやま



四季だより 第6号

2013年9月

発行 消費者ネットワークわかやま 〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649

活動報告

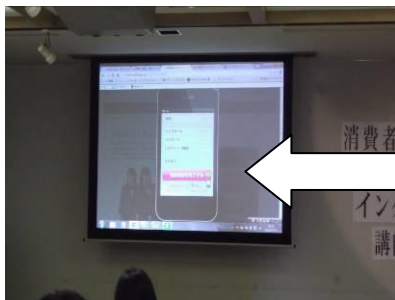
学習会を開催しました!!

7月19日(金)、わかやま市民生協組合員ホールにて消費者ネットワークわかやま主催の公開学習会が開催されました。(参加40名)

今回は、当会の世話人でもある司法書士の戸井洋木氏といひろきを講師に、

「知っておこう!インターネットトラブル」

と題して、スマートフォンやタブレット、またはオンラインゲームなどの普及により、和歌山県でも10代~60代まで幅広く被害に遭っているウェブ関連詐欺の手口について学習しました。



大阪府のHPにアップされている、「インターネットはいろいろなトラブルとつながっている」公式サイトを参考に

(<http://www.pref.osaka.jp/>)、**ワンクリック詐欺**

やフィッシング詐欺、**オンラインゲームでの高額請求**など子どもたちがだまされやすい詐欺の手口や、成人でもだまされ

る**サクラサイト**、**ネットオークション**での被害など、実際の事例を交えながら、分かりやすく説明していただきました。

「うちの子に限って」、
「まさか、自分は・・・」
などという油断から生まれる心のすき間が狙われています!



参加者の声

- * インターネットはとても便利なものだけれども、たくさんの危険が潜んでいるんだということをしっかり頭に入れておこうと思いました。
- * ネット詐欺の恐ろしさを改めて知らされました。詐欺と気付いた時は既に遅いというのが大変、怖いです。

★★★ 消費者支援機構関西 (KC's) の活動報告 ★★★

◎2012年度KC's総会シンポジウムが6月22日にエルおおさかにて開催されました。適格消費者団体の到達点と新訴訟制度についての学習を行いました。今回は現時点での新訴訟制度の概要についてご紹介します。

○集団的消費者被害回復訴訟制度(消費者裁判手続き特例法案)の概要紹介

1. 法案の概要

この制度は、手続きが二段階に分られています。

●一段階目の手続、共通義務確認訴訟

消費者契約に関して相当多数の消費者が被った財産的被害に事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務が対象です。例えばある事業者が法に反して過大な違約金を徴収していた事例において、特定適格消費者団体が、条項が無効と訴え、違約金返還義務等の有無があるか裁判所が判断を下します。

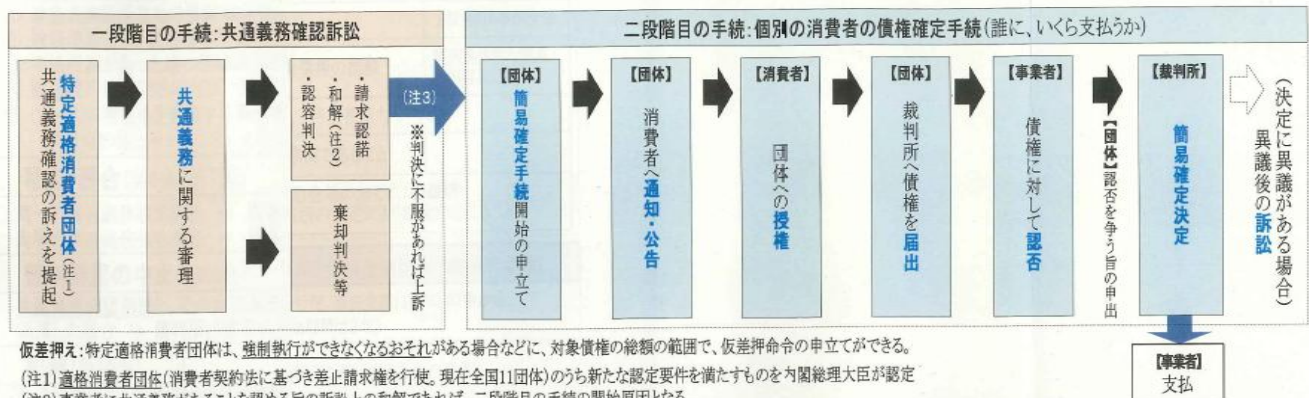
●二段階目の手続、債権確定手続

その後、事業者の違約金条項が無効とされ、過大な違約金の返還が確認された場合は、対象消費者にお知らせ(通知公告)を行って手続への参加を募り、個々の対象消費者の請求について個別事情を審理して確定させ個人に被害回復を行うというものです。

●制度のメリット

被害者は一段階目の判決が出た後で、二段階目から手続に参加できるので、個人で裁判を起こすより費用や労力が軽減され、泣き寝入りが少なくなり、被害回復がより簡単になります。

二段階型の訴訟制度：一段階目：事業者の**共通義務**の確認(注) (注)事業者が、相当多数の消費者に対して、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、
二段階目：対象消費者の債権を個別に確定 金銭を支払う義務を負うべきことの確認



2. 制度の対象

消費者契約に関して相当多数の消費者が被った財産的被害に事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務が対象です。対象は原則として法律施行日(公布から3年以内)以降に締結された消費者契約に関して生じた金銭の支払義務に限られます。

- 対象事例**
- ・投資契約等で事業者が約束通りの配当を支払わない など
 - ・暴利商法等、不当な勧誘行為の契約、債務不履行やクーリングオフを理由として解除される契約のほか無効となる契約条項-過大な違約金条項等で消費者が支払代金等の返還を求めるような事案など
 - ・見本写真と大きく異なったおせち料理を客に提供した事案など
 - ・未公開株詐欺商法のような組織的悪質商法など

- 対象外事例**
- ・PL法等の特別法上の責任に基づく損害賠償請求権は基本的に救済対象となりません。
 - ・拡大損害(逸失利益、人身損害や慰謝料等)については対象から除外されています。

3. 裁判を提訴できるのは、適格消費者団体のうち消費者被害の救済を適正に遂行できる体制や能力、資金的な基礎等も備えていると認定された特定適格消費者団体に限られています。

4. おわりに

この制度に対しては、濫用のおそれがあるという意見が経済団体などから出されています。しかし、濫用の要因となる不当な目的のみだりに訴えることは厳格に禁止されています。また特定適格消費者団体の認定や手続きで負担が重い面もあり、本制度が活用されるためには、負担を軽くする様々な施策などが必要です。制度が実現すると、消費者被害回復が大きく前進することが期待されますので、臨時国会での法案成立を求めています。ご協力をお願いします。(法律案について詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください)

和歌山県司法書士会の消費者問題における取り組みについて

和歌山県司法書士会の消費者問題における取り組みを以下のとおりご報告いたします。

当会では、様々な機会を用意して市民の皆様から相談をお受けすることでこの問題への取り組みとしております。

まず和歌山市では毎週土曜日に、また田辺市、橋本市では月1回、司法書士総合相談センターを開設し市民の皆さん方から相談をお受けしております。

相談内容は多岐にわたっておりますが、もちろん消費者問題についての相談も多数、寄せられているところです。これらの地域以外でも社会福祉協議会主催の多重債務相談会に相談員として司法書士を派遣し、その中でも多重債務の問題に限らず、消費者問題の相談にも取り組んでいるところです。また司法過疎地での巡回相談も実施し、相談を受け付けております。

今年度以降も同様の取り組みを継続して実施する予定であり、消費者被害の防止に貢献できればと考えています。



和歌山県司法書士会
会長 岡本 恒男 氏

県消費生活センターの取組と消費者ネットワークわかやまへの期待

県消費生活センターにおける昨年度の消費者相談の特徴の一つに「60歳以上の高齢層からの相談の増加」があります。こうした傾向は全国的なもので、消費者庁が今年6月に公表した『平成24年度消費者政策の実施の状況』（消費者白書）においても「高齢者の消費者トラブル」を特に取り上げ、「悪質事業者は、高齢者の抱える【お金】，【健康】，【孤独】の3つの不安につけ込んでくるケースが多い」と、その背景を分析しております。

昨年秋頃から相談が急増している「健康食品の強引な送り付け」も、悪質事業者がまさにこうした高齢者の抱える不安に的を絞ったものと言えます。

当センターでも、高齢者の消費者トラブル防止のため、「啓発講座」等を活用し高齢者御自身はもとより、ホームヘルパーなど見守りの方々に対しても情報の提供や注意喚起を行って参っておりますが、法律や相談のスペシャリスト、地域の消費者のリーダーの方々が集い「消費者被害のない地域社会づくり」を目指す貴ネットワークの活動には大いに期待を寄せさせて頂いているところです。

今後とも、消費生活の安全・安心の確保に御支援、御協力をお願い申し上げます。



(和歌山県消費生活センター)
所長 上村 英之 氏

お知らせ

消費者ネットワークわかやま主催
消費者問題学習会のご案内

入場無料!

悪質商法にだまされないために ～賢い消費者になろう!!～

「悪質商法」や「振り込み詐欺」をはじめ、インターネットや携帯（スマートフォン）による「サクラサイト」や「ネット詐欺」など、悪質業者の手口は年々、巧妙化しており私達を取り巻く環境は依然として危険にさらされています。

悪質商法の被害にあわないための最大の武器は「知ること」です。

最新の悪質商法の手口を学び、だまされない賢い消費者になりましょう!



消費者ネットワークわかやまでは9月～12月の4ヶ月連続で下記の日程で講座を開催します。皆さん、お誘い合わせのうえご参加下さい!!

	日程	時間	場所
①	9月17日(火)	10:00～ 12:00	きび会館 (和歌山県有田郡有田川町庄 814-1)
②	10月15日(火)		海南市海南保健福祉センター第3ホール (海南市日方 1519-10)
③	11月20日(金)		近畿労働金庫田辺支店労働者福祉センター (田辺市末広町 4-30)
④	12月 6日(金)		御坊市内で調整中

参加費： 無 料

講 師： 消費生活相談員 (NPO法人 消費者サポートネット和歌山)

定 員： 各会場とも 30 名



【問い合わせ先】

消費者ネットワークわかやま

Tel 073-474-1124

fax 073-474-8649

事務局 北内まで